

安八町情報公開条例の一部改正に関するパブリックコメントと町の考え方について

※安八町情報公開条例を「条例」と記載しています。

番号	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	権利濫用の取扱基準について、2項の判断要素では実際に判断することはできないのではないか。具体的、数量的なものを規定するべきである。	請求の内容により、対象となる公文書も異なってくるため、情報公開請求ごとに個別に判断する必要があります。
2	権利濫用請求について規定する前に、行政機関が、平素から適正な文書管理に意を用いていて、その分類、保存、管理に問題がないことが前提である必要がある。	実施機関における文書管理の適正化に努めております。
3	公開請求手数料1件200円、公開実施手数料1面5円については現段階の安八町においては実施するべきではないと考える。 その理由として、町が行ってこたずさんな行政管理が是正中であり、是正されたことを確認するために情報公開請求が必要であるからだ。	手数料については、受益者負担の観点から情報公開請求に関する事務手続に必要な行政コストの一部を手数料として負担していただくものです。
4	近隣市町は無料であるのに、安八町だけが情報公開請求の手数料等を有料化し、町民の「知る権利」である情報公開を敷居の高いものにしてはならない。	条例の目的と受益者負担の適正化の両立を図っていくことが重要だと考えます。
5	安八町が「適正な請求」を有料化し、時代に逆行するような「閉ざされた町政」とすることには反対である。	手数料については、受益者負担の観点から情報公開請求に関する事務手続に必要な行政コストの一部を手数料として負担していただくものです。

6	<p>請求者側も実施機関側もそれぞれがお互いの立場を十分理解した情報公開に努めるべきである。</p>	<p>情報公開請求に対しては、条例に基づいた適正な運用に努めてまいります。</p>
7	<p>権利濫用請求ではない適正な請求においては、手数料は無料とし町民が利用しやすい制度にしなければこの条例の目的は達成することができない。</p>	<p>手数料については、受益者負担の観点から情報公開請求に関する事務手続に必要な行政コストの一部を手数料として負担していただくものです。</p>
8	<p>近隣市町村の情報公開に対する手数料はどうなっているのか。安八町だけ近隣市町村に比べ情報公開請求しにくい町にしてはいけない。</p>	<p>近隣市町村の状況については、各自治体のホームページ等でご確認ください。          手数料については、受益者負担の観点から情報公開請求に関する事務手続に必要な行政コストの一部を手数料として負担していただくものです。</p>
9	<p>今回の条例改正で、適正な情報公開請求にまで手数料を取る目的は何なのか。</p>	<p>手数料については、受益者負担の観点から情報公開請求に関する事務手続に必要な行政コストの一部を手数料として負担していただくものです。</p>
10	<p>情報公開に対して手数料を取るとは、お金の無いものには町政の諸活動を深く理解することができない制度となる。</p>	<p>手数料については、受益者負担の観点から情報公開請求に関する事務手続に必要な行政コストの一部を手数料として負担していただくものです。</p>
11	<p>手数料を取るのであれば、閲覧前に合計いくらなのか事前に教えてもらい、その上でその金額であれば閲覧するかどうか決めることができる制度にするべきである。</p>	<p>情報公開制度は請求者の求めに応じて、実施機関が作成、保有する情報を公開する制度です。          情報の閲覧の段階ではなく、情報の公開請求の段階で、その請求の内容について補正をお願いすることで、不要な手数料の発生を抑えるとともに、請求者が必要とする情報の特定に繋がるものと考えております。</p>

1 2	<p>必要かつ十分な情報を役場ホームページで町民に公表するなど、行政の説明責任を果たしてから手数料について検討するべきである。</p>	<p>行政の作成、保有する情報は膨大な量であり、その内容を精査した上で公表することは相当な作業量と費用がかかりますが、限られた人的、物的資源を有効に活用し、情報発信の更なる充実に努めてまいります。</p>
1 3	<p>第9条について、ただし書きを付け足した理由は</p>	<p>補正期間中に、請求の内容等について特定がされないまま決定期限が到来してしまうことへの対応となります。</p>
1 4	<p>「費用の負担」を「手数料」に改めた理由及び別表を付けた理由は</p>	<p>8月13日以降の改正案について、新たに手数料の項目を設けたためです。</p>
1 5	<p>手数料の減額と免除の基準、また、特別な事情があると認める場合とはどのような場合か</p>	<p>減額と免除の基準については、同日施行予定の安八町情報公開条例施行規則に拠ります。 特別な事情については、例えば手数料の過誤納など条例上の原因によらない納付があった際に、その分について還付するものです。</p>
1 6	<p>7月号でパブコメを出し、8月号で再度パブコメを募集したのか。再案を出したのは誰か。パブコメを出す前になぜもっと審議しなかったのか</p>	<p>条例改正案を審議していく中で新たに条項を設定したため、再度パブリックコメントを実施する必要があると考えたためです。</p>